訪問看護ステーションおひさま　運営規程の概要

事業所名	**事業所番号**
訪問看護ステーション おひさま	1263690096
所在地	**事業等の種類**
〒294-0014 千葉県館山市山本2423-3	訪問看護・介護予防訪問看護
電話番号・FAX番号	**管理者**
TEL 0470-29-7868・FAX 0470-29-7865	大友 可奈

営業日・営業時間

月曜日~金曜日（但し、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、12月29日~1月3日は除く）

営業時間

午前8時30分~午後5時（但し、24時間連絡・緊急対応可能な体制あり）

利用料

法定代理受領分　　：厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分

法定代理受領分以外：厚生労働大臣が定める告示上の基準額

通常の事業の実施地域

館山市・南房総市・安房郡鋸南町の一部

従業者の勤務体制

看護師（常勤6名）・事務員（常勤1名）

個人情報の保護

- ご利用者さまの個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- ご利用者さまの個人情報については、事業者における医療・介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者さま又はその代理人の了承を得ることとします。
- 本事業所の従業者は、業務上知り得たご利用者さま又はそのご家族さまの秘密保持を厳守します。
- 本事業者は、従業者が本事業所の従業者でなくなった後においても、業務上知り得たご利用者さま又はそのご家族さまの秘密の保持を厳守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

緊急時及び事故発生時の対応

- 本事業所は、指定訪問看護の実施中に利用者に病状の急変等の緊急事態が生じた場合、又は事故が発生したときには、速やかにご家族さまや市町村等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。
- 本事業所は、ご利用者さまに対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

訪問看護ステーションおひさま　運営規程の概要

苦情処理の体制

・本事業所は、指定訪問看護の提供に係るご利用者さまからの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

・本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

・本事業所は、提供した指定訪問看護に係るご利用者さまからの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

・本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者及びそのご家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置しています。

① 苦情解決責任者：大友 可奈（訪問看護ステーションおひさま 管理者）
② 苦情対応担当者：小澤　愛（訪問看護ステーションおひさま 事務職員）
③ 第三者委員　　：藤代 茂和（社会福祉法人太陽会評議員）〈連絡先〉04-7096-6100

虐待防止に関する事項

・本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。
（1）虐待を防止するための指針の整備
（2）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
（3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
（4）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
（5）その他虐待防止のために必要な措置

・本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者さまを発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

その他運営に関する事項

・本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画（BCP）に従い必要な措置を講じます。

・本事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように研修や訓練を実施するなど必要な措置を講じます。

・本事業所は、ハラスメントを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じます。

利用料及びその他の費用の額

別途料金表に定める通り。（地域区分：その他・単価：10円）